神奈川労働局職員（事務官（共通））の選考採用試験【係長級(一般職相当)】
募集要項

今般、神奈川労働局等における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

１　職種

神奈川労働局の常勤職員

２　業務内容

神奈川労働局、県内公共職業安定所等における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

３　募集人員

２名

４　応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

・ 大学を卒業した者　11 年以上
・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者　13 年以上
・ 高等学校を卒業した者　15 年以上

② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

① 日本国籍を有しない方

② 国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④ 採用予定時期までに国家公務員法第８１条の６に定める定年に該当する方（令和８年度における定年年齢は６２歳）

５　採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

６　採用日

原則、令和９年１月１日を予定しています。

７　勤務地

神奈川労働局、神奈川県内の公共職業安定所等

（採用後は定期的に人事異動があります）

８　勤務時間・休暇

勤務時間は１日７時間４５分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。なお、勤務地によっては１９時までの勤務や土曜日勤務があります。土曜日に勤務した場合は、他の曜日に休日が振替となります。休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

９　身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10　応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書の右上の余白部分に「共通」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴（職業紹介、助成金、雇用保険等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文

課題：「現在の社会情勢の中で、ハローワークが果たす役割はどのようなものと考えるか。また、自身のこれまでの業務経験をどのように活かせるか。」

文字数：1,500～2,000 文字程度（ＰＣ作成可、様式は任意）

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「共通」と明記した上で、神奈川労働局総務部総務課人事第二係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記

13 のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字で御記載ください。

11　応募期限

令和８年１１月１６日（月）

応募書類は当日必着（持参の場合は当日１７：１５まで）とします。

※　ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので御留意ください。

12　選考方法

【第１次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※　職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第１次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和８年１１月２０日（金）以降順次、通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第２次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和８年１１月３０日（月）実施予定

（詳細な日時及び場所等については、第１次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和８年１２月４日（金）予定

合否にかかわらず第２次選考の対象者に連絡します。

13　応募等に関する照会先

神奈川労働局総務部総務課人事第二係

住所　〒231-8434　横浜市中区北仲通５－５７

横浜第２合同庁舎８階

電話　０４５－２１１－７３５０（代表）

（別紙）

給与等について

１　給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（２７万円～３５万円程度：一般的な例）。

※経験年数の算定には事業所の証明が必要となります

※60 歳以上の方は俸給月額が 7 割水準となります

２　また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・扶養親族のある者に、子１人につき 13,000 円等

住居手当・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（１か月あたり最高 150,000 円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・１年間に俸給等の約 4.65 か月分（令和７年度実績）

※法改正により変更となる場合があります